京都市建築基準条例新旧対照表

改正前	改正後
(仮設建築物に対する適用の除外)	(仮設建築物に対する適用の除外)
第43条 法第85条 <u>第5項</u> 前段又は <u>第6項</u> 前段の許可を受けた仮	第43条 法第85条 <mark>第6項</mark> 前段又は <u>第7項</u> 前段の許可を受けた仮
設建築物については、第8条第1号、第3号及び第4号、第10条	設建築物については、第8条第1号、第3号及び第4号、第10条
から第12条まで、第14条、第14条の2、第16条第1項から	から第12条まで、第14条、第14条の2、第16条第1項から
第3項まで、第17条から第26条まで、第29条、第30条並び	第3項まで、第17条から第26条まで、第29条、第30条並び
に第31条の規定は、適用しない。	に第31条の規定は、適用しない。